

## 社会倫理研究所NEWSLETTER

# 社会倫理研究所ニューズレター

第13号 | 2005年7月・8月

■CONTENTS | 記事 | 社倫研ニュース | 懇話会オンライン | 懇話会報告1 | 懇話会報告2 |

### 水波朗著『自然法と洞見知一トマス主義法哲学・国法学遺稿集一』 (2005年創文社刊)刊行に寄せて

山田 秀(社会倫理研究所第一種研究所員)

#### I 出版までの経緯

南山大学社会倫理研究所に縁の浅からぬ水波朗先生は、2003年7月31日に帰らぬ人となった。80歳であった。先生は、既に社会倫理研究所発行の紀要その他で知られるように、重厚な論文をお寄せくださっていた。『社会と倫理』には連載で「オントロジーとメスナー倫理学」を寄稿中であり、あと一回天が許さば完結していたであろう瞠目すべき大論文を執筆中であった。そうした未刊の論文も含めて九州大学退官後の論文の大多数を収録して、このたび創文社から遺稿集『自然法と洞見知一トマス主義法哲学・国法学遺稿集一』(<http://www.sobunsha.co.jp/bookdates/ISBN4-423-73106-1.html>)が刊行された。

先生がご逝去されてから、門下生の私は、直ちに遺稿集編纂の基礎作業に取り掛かった。業績目録の整備である。この作業に携わりながら、もし遺稿集を編むとするならば、どういう方針でどの論文をどの巻に（或いはどの篇に）組み入れるかを考え続けていた。例えば、全一冊で刊行できるのか、それとも、二分冊（二巻本）になるのか。これは大きな問題であった。両方の可能性を踏まえて、五つの編集方針を立てて、それぞれの得失を計算に入れて、水波先生の奥様純子夫人とご遺族のご希望、そして出版を引き受けてくださる創文社のご意向の調整を待った。全一冊でいきましょう、と決定した段階で、奥様とご遺族から編集に際しての実質的責任を一任されたので、私は、かねがね水波先生がその学問的な基本方針としておられたご意向に沿えるよう、最大限の配慮を心がけた。

遺稿集全体を、第一篇「法哲学・社会倫理学」と第二篇「憲法学・国法学」の二篇に

分かれ、それぞれの篇内においては各論文が包蔵する論理的展開に合致するよう排列を試みた。これから書かれる予定であった「水波法哲学」への志向性を考慮に入れた体系的排列である。全体の目次は現物に当たっていただくとして、以下に基本主張のみをごく簡単に紹介してみたい。

## II 内容の基本主張

1. 書名が示すとおり、本書の真髄は、「自然法」と「洞見知」にある。前者について先ず注意すべきは、「自然法」とは自然法の「観念」にあらず、人間一人一人に内在し、常住不断に働いている法則であること。これが理解できないようでは、或いは、これが承認できないようでは、一切の人間学の本来の基盤が見失われ、よって成立不可能になる、というのが伝統的自然法論の根本主張である。じっさい、人類は、人類として歴史に登場して以来つねにこの「自然法」[念のために言い添えておくと、これは決して自然法観念や自然法概念などではない。]を生き抜いてきているのである。

2. 次に「洞見知」について述べよう。自然法に限らず、人間の生きていく上で日常問題になる最根源的な事態について、人間は万人斉一的な経験を共有しており、その経験が成立する自己の本性の構造に即したままでの万人斉一的な認識をも共有している。この認識を、概念的、反省的、対象化的な認識、要するに「概念による認識」[connaissance par concept, vorstellendes Denken]に対比して、「本性適合的認識」[cognitio per connaturalitatem, connaissance par connaturalité, konnaturaless Erkennen]と呼ぶ。或いは、これを約して「洞見知」と呼ぶ。それは、非概念的、直照的、主体客体融合的な本性的な認識である。「自然法」に限らず、「有るということ」、「無いということ」、「正義や不正」、「価値の位階秩序」、そうした根本的な人間の諸問題について、人間は人間である限りにおける存在構造に規定された内的主体的な認識を有しており、これなくしては、実は、反省的レベルでの認識すらその存立基盤を失うのである。

3. 当然次のような質問（というよりも寧ろ尋問）が予想される。一体そんなことを言ったからといって、何がどう違ってくるのだ、何も変わらないのであるならば、意味がないのではないかと。それについては、『自然法と洞見知』本書全体が語っている訳であるが、学問上の問題としてみると、海外の憲法学上のそしてそれに関連する国法学や政治学、或いは、その他の法領域での文献、要するに研究活動の成果が正確には読みようがない。ご本人がどれほど精読してみたところで、根本がまったく理解できていない以上、此処にこう書いてあります、別の箇所にはこう書いています、というのは適切な位置づけのなされないままの指摘であり、引用であり、断章取義の域を出ることはない。それは、我が国を代表する憲法学者、比較憲法学者においても、法哲学者においても例外ではない。

4. しかし、もっと深刻な問題がある。それは、実在と観念の当たり前の区別を弁えず、手前勝手な観念の操作で世界を考え、物事を眺め、人間的問題に対処できる、又、それ以外の方途はない、と思い込んで、イデオロギーで以て今日の日本人の自己喪失情

況を作り出す一翼を担っている！からである。

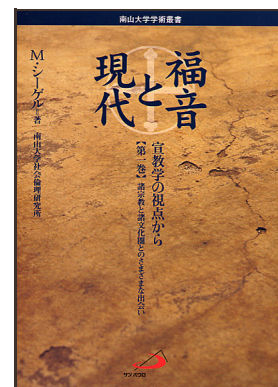
「哲学者」も驚くほどの文献読破に支えられた叙述は、日本では珍しい大胆な哲学史的な解釈をも提示している。伝統的存在論を貫く問題史的な論述は、これだけでも大方の反省を促さずにはおかない。

本来ならばより内容に踏み込んだ検討をしなければならないであろう。しかし、それは読者がご自身で取り組んで頂きたい、と思う。

## 社倫研ニュース

---

去る3月末日、マイケル・シーゲル第一種研究所員の単著『福音と現代：宣教学の視点から』が南山大学学術叢書として刊行されました。宣教学を課題としつつも、「「宣教」とは誤訳であるということ」を前提とする書物」と著者自らが語る意欲作です。本書は、一連のシリーズの第一巻で、「諸宗教と諸文化圏とのさまざまな出会い」という副題が付されています。今後、第二巻の刊行が予定されています。詳細、購入申込については、出版元であるサンパウロにお尋ねください。



また、社倫研、アジア・太平洋研究センター、ラトロブ大学の共催による日豪合同ワークショップ「9.11事件以降の世界における公平と平和を求めて：日本とオーストラリアのためのオルターナティブを構想して」が本年9月12日から15日までの4日間、南山大学にて開催されます。参加希望の方は、ワークショップのウェブサイト (<http://www.nanzan-u.ac.jp/ISE/ajworkshop/>) をご覧ください。なお、ワークショップは英語のみで行なわれ、4日間参加が原則です。参加のためには事前申込が必要ですので、ウェブサイトの Invitation to attend を熟読の上、お申し込みください。

さらに、『社会と倫理』第18号が完成いたしました。今号は、上記の日豪合同ワークショップに時期を合わせ、シーゲル第一種研究所員を中心に進行中の「公正と平和を求める研究プロジェクト」特集を組んでいます。詳しくは、[刊行物サイト](#) をご覧ください。

## 懇話会オンライン

---

今回は、日本国際問題研究所の中山俊宏先生のご講演「[アメリカが保守化した背景およびその外交的インプリケーション](#)」をお届けいたします。

## 懇話会報告(その1)

---



去る2005年4月27日(水)、南山大学N棟3階会議室にて、2005年度第1回懇話会が開催されました。講師に大阪女学院大学の馬淵仁先生をお招きして、「多文化主義の捉えなおし—英語圏・オーストラリアの試行錯誤に学ぶこと—」というタイトルでご講演をいただきました。



馬淵先生はまず、「多文化共生」の成功した例として日本で紹介される英語圏の国々で本当に多文化主義はうまく展開されてきたのか、という基本的な問題意識を披瀝し、英語圏での多文化主義を取り巻く議論について、(1)保守・リベラル双方からの反多文化の立場、(2)多文化主義の政治的・経済的効率性を問う立場、(3)従来型の多元主義を批判するクリティカル多元主義者の立場、という3つの立場に整理します。その上で、馬淵先生は、リベラルな多元主義の現状肯定への傾斜を危惧し、マイノリティ集団の現状変革を見据えたクリティカル多文化主義に立つ、とご自身の立場を表明します。



続いて、従来のリベラルな多元主義の問題点が指摘されます。第一に、マジョリティによる「寛容」の語りに透けて見える「管理可能な他者のみを受け入れる」という根本的態度の問題、すなわち、管理主義の問題が論じられ、第二に、社会的な問題である差別を偏見という個人的な問題に還元してしまう個人主義の落とし穴が論じられました。これらの点を踏まえて、馬淵先生は、正統性、普遍性の問題に言及し、近代国家における教育の目標だったと言われる「多様性の排除」がリベラリズムの公共性の概念と密接に絡んでいるのではないだろうか、と指摘します。

さらに、オーストラリアの公的な教育政策文書や教員養成課程のガイドラインなどの資料をクリティカル多元主義の観点から読み解くことで、文化の多様性の尊重と国家としての統一性の希求とが激しい葛藤を生み出している様子が浮き彫りにされます。そして、われわれは、コンフリクト・フリーのナイーブな多文化共生論から距離を置き、英語圏の例に見られる成功ではなくむしろ葛藤から多くを学ぶべきであろう、と問題提起がなされました。最後に、「中国の」、「アメリカの」、「ドイツの」、「オーストラリアの」といったような国単位の形容詞しかつかない文化理解の中に見られる文化本質主義の根深さを自覚し、個々のコンテクストにおいて力関係と差異の問題を考えていくことが必要である、と述べられ、講演は終了しました。(文責 | 奥田)

## 懇話会報告(その2)



去る2005年5月21日(土)、南山大学L棟9階会議室にて、2005年度第2回懇話会が開催されました。「<帝国>の時代における非暴力の可能性」という統一テーマのもと、関西大学の寺島俊穂先生と立命館大学の君島東彦先生を講師にお招きしてご講演をいただきました。

寺島先生は、「日本国憲法と非暴力の可能性」というタイトルでご講演下さいました。寺島先生はまず、ハート&ネグリの『帝国』、藤原帰一の『デモクラシーの帝国：アメリカ・戦争・現代世界』、エマニュエル・トッドの『帝国以後：アメリカ・システムの崩壊』などを引きながら帝国とテロについて簡単に述べた後、非暴力主義について論じ始めます。

寺島先生によれば、非暴力主義とは、常に固定概念として暴力になっていたものをオルタナティブとして非暴力に置き換えていくという考え方です。たとえば、暴力を伴うことが自明視されていた革命を非暴力革命に置き換えていくことや、戦争を非暴力防衛に置き換えていくことが挙げられます。そして、非暴力主義の事例として、受動的な抵抗から積極的な抵抗(サティヤグラハ)=非暴力不服従運動への転換を行なったガンディー、および、民主体制下での法を破るという形で市民的不服従運動を行なったマーティン・ルーサー・キングが言及されました。さらに、非暴力抵抗の実証研究者ジーン・シャープの戦略的な非暴力主義が紹介され、アレントの『暴力について』も参照しながら、権力を「上から下への力」としてではなく「団結した横の力」と捉えることで権力概念を民衆のエンパワーメントにつなげていく、というビジョンが提示されました。



そして、寺島先生は、日本国憲法の中に非暴力のコンセプトが内蔵されているかもしれない、と指摘し、戦後日本の民主主義が平和主義と歩みをともにしてきたことを再評価するべきではないか、と述べました。最後に、21世紀の課題として、(1)市民や民衆が連帯を強化していく「民際化」の推進、(2)平等主義的で非暴力による平和構築というガンディー的アプローチの推進、という2点が挙げられ、寺島先生の講演が終了しました。





君島先生は、「人道的危機への非暴力的介入—日本国憲法とNGO—」というタイトルでご講演下さいました。君島先生はまず、ご自身の専門は、憲法学かつ平和学かつNGO研究である、と宣言し、憲法論は正義論である、と語り起こします。そして、国際関係に正義などは持ち込まない、というリアリズムの知恵に対して一定の理解を示しながらも、憲法論=正義論のバックグラウンド(あるいはパラレルなもの)としての地球的正義論の必要性を説きます。

正義論の必要性を説きます。

続いて、日本国憲法の平和主義が検討されました。君島先生は、前文と9条はセットで見られるべきだと釘を刺した上で、前文の第2段落に着目します。君島先生によれば、この段落からは、公正な国際社会や公正な世界秩序をつくっていくことに「日本の人びと(Japanese people)」が努力する、という地球的正義論が読み取れます。さらに前文の主語がgovernmentではなくpeopleであることに注目して、そこにpeopleの主体性の重要性を読み取り、そうした主体性実現のルートとしてNGOを位置づける、と主張されます。さらに、ヨハン・ガルトゥングの暴力の分類(直接的暴力/構造的暴力/文化的暴力)に依拠しつつ、日本国憲法は、9条において直接的暴力の克服を、前文において構造的暴力の克服を目指しており、その理念は、構造的暴力をも射程に入れた「非暴力平和主義」と呼ばれるべきである、と論じられます。

次に、人道的介入の問題が検討されました。2001年12月に「介入と国家主権に関する国際委員会」から出された報告書"The Responsibility to Protect"(保護責任)では、国家が自国の住民の生命を保護できなくなったら国際社会が介入しなければならない、と述べられています。そして、保護する責任には、(1)予防責任、(2)対応責任、(3)再建責任という3つの側面があると言われます。君島先生は、保護責任を果たせなくなる破綻国家が生み出されるような国際秩序をどうするのかこそが根源的な問題であり、それゆえ、予防責任を本気でやる気になっているかどうかの問題だ、と指摘します。そして、目下のところ、予防責任を果たすという側面では、国際平和旅団(PBI)や非暴力平和隊といった非暴力的介入を実践するNGOの活動が重要な役割を果たしている、と現状報告がなされ、君島先生の講演が終了しました。



両先生の講演の後、総合討論が行なわれ、非暴力的介入のNGO活動に関する現実的有効性に関する問い、構造的暴力と社会的不正義の概念的位置づけに関する問いなどについて、議論が交わされました。(文責 | 奥田)

